「茅ヶ崎市建築確認等取扱規則の一部改正の考え方(素案)」 についてのパブリックコメント実施結果

ーご協力ありがとうございました。一

1 募集期間 平成28年 2月25日(木)~ 平成28年 3月25日(金)

2 意見の件数 15件

3 意見提出者数 5人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	5人	0人

5 内容別の意見件数

分類	項目	件 数	
1	改正全般に関する意見	9件	
2	パブリックコメント実施に関する意見	4件	
3	その他の意見	2件	
· 合 計			

修正を加えた項目はありません

茅ヶ崎市都市部建築指導課建築安全担当 □0467-82-1111 (代表) 内線 2327~2328

e-mail: kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方) (案)

■ 改正全般に関する意見(9件)

(意見1)

法令指定にあわせて市取扱規則を適合させるとともに、建築設備等では補完指定して おり適切と思います。

課題は実行面にあり、報告書がすべてではないと考えます。抜き打ち査察等の実地確認は検討されているのでしょうか。

(市の考え方)

定期報告対象建築物の抜き打ち査察等につきましては、毎年2回の建築物防災週間にあわせて、立ち入り調査を実施し、現地の状況を把握するとともに、建築基準法に適合していない場合には改善指導をしております。

今後も引き続き、立ち入り調査を実施して定期報告制度の実効性を担保します。

(意見2)

グループホーム、小さな保育所、簡易宿泊所等はスプリンクラーまでいかなくても、 家庭に設置されている煙探知機、消火器等を、各部屋、廊下に設置を義務付ければ、弱 小施設の火災を未然に防ぐのに役立ったのではないかと思います。

各施設の視察と、点検を繰り返していれば、大きな火災も未然に防止できたと感じます。

(市の考え方)

認知症高齢者グループホーム、有床診療所等多数の死傷者が発生した火災を踏まえ、 火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設や避難のために患 者の介助が必要な有床診療所・病院等は、原則として面積にかかわらず、スプリンクラ 一設備等の消火設備や、自動火災報知設備の設置を義務付ける消防法令の改正が平成2 5年以降順次行われています。

また、ホテル・旅館等の不特定多数の者が宿泊する建物や保育所につきましても、自動火災報知設備の設置基準の強化が図られております。

なお、各施設の視察と点検につきましては、毎年2回の建築物防災週間にあわせて、 消防部局と連携し立ち入り調査を実施し、現地の状況を把握するとともに、建築基準法 及び消防法に適合していない場合には改善指導をしております。

(意見3)

高齢化社会が進んでいる今日、高齢者(特に高齢者の一人暮らし)と障害者住宅の地震・火災に対する建築取扱いが大きい問題になって来ると思います。

高齢者・障害者は地震や火災の災害にあったとき、避難が困難で逃げ遅れ、死亡につながることも多々あります。そのため、高齢者(特に高齢者の一人暮らし)や障害者住

宅に対する地震及び火災対策が重要だと思います。

そのため、素案にあります新法「建築基準法施行令及び地方自治法施行令」の一部改正する政令は重要であり、「特に安全性を確保する必要性が高い建築物等として、高齢者・障害者等が就寝する施設や不特定多数の者が利用する施設で一定規模以上の建築物が定期報告の対象として定めたことは良い事だと思います。

この建築関係は都市計画に沿って計画されなくてはなりません。地震・火災の災害は一部の問題ではなく、市全体の問題であり、市全体として考えなくてはならないと思います。

また、高齢者・障害者の住宅に対しては重点的に考えないと行けないと思います。

高齢者・障害者の住宅については、地震が発生しても住宅が倒壊し難い、耐震住宅対策を行い、火災が起きにくく、また、火災が起きてもすぐ消火できる防火対策が必要だとも思います。

そのため、「建築基準法の改正」「建築確認等取扱規則の一部改正」が必要だともいます。

高齢者(特に一人暮らし)や障害者は火災を起こしやすく、また、火災が起きたとき避難が困難で大きい災害を招き、また、災害が生じたとき、一個人だけではなく、他人にも迷惑をかけることもあります。そのため、火災を起こさない防火対策を行った住宅を考え、また、火災が生じても災害を少なくできる住宅を考えないといけないと思います。これは難しいことかもしれませんが、お互いに一人一人が一つずつ改善していけば可能だと思います。

これからますます高齢化社会が進むとき高齢者と障害者が安全で安心できる住宅及び公共施設を作っていけるようにしていくことが今後の大きな課題になると思います。

そして、地震に倒壊しやすく、火災が起きても燃えやすい「木造建築」についても今後、検討する必要があると思います。

(市の考え方)

近年、高齢者等が居住する施設等において、火災により大きな被害が発生していることから、国土交通省では建築基準法の定期報告制度を改正し、高齢者や障害者が就寝する施設や不特定多数の者が利用する施設等の建築物や建築設備等を定期的に調査及び検査を行い、その結果を市に報告することが義務付けられました。

この報告の結果、改善が必要と認められる場合には、早期に改善するよう適切に指導します。

また、防火対策につきましては、個々の建築物の防火性能を向上させ、発災時などの火災延焼被害を抑制するために、準防火地域の指定拡大を検討します。

(意見4)

当パブコメも市政全体の行政をどう整理して進めているでしょうか。

(市の考え方)

今回のパブリックコメントに係る建築基準法に基づく定期報告に関する業務については、茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画に掲げる施策目標39「安全で秩序ある住環境を 形成する」に関するものであり、当該業務を適正に運用していくことは上位計画である 総合計画と整合するものと考えております。

(意見5)

当パブコメ素案は市民 need 等どの程度反映(把握)しているのでしょうか。

(市の考え方)

今回のパブリックコメントの素案の作成にあたりましては、最近の社会情勢に基づく 建築基準法の改正の趣旨を踏まえたうえで作成しております。

また、今回のパブリックコメントにより市民のみなさまからのニーズを把握し、案文に反映することとしております。

(意見6)

法律改正に伴う義務的な規則改正ならパブリックコメントは必要ないのではと思います。なので、十分な丁寧なPRが必要ではと思います。

(意見7)

法律に関係なく市の独自の規則改正があるのでしょうか。

(市の考え方)

建築基準法の改正により、特に安全性を確保する必要性が高い建築物や建築設備等が 定期報告の対象となりましたが、それ以外の法令で定められた建築物や建築設備等については、特定行政庁が地域の実情に応じて指定することとなりました。

本市では、従前より定期報告の対象であったテーブルタイプの小荷物専用昇降機、機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備、排煙機を設けた排煙設備及び非常用の照明装置について引き続き対象とすることが必要と判断しました。これに伴い、これら昇降機等を市の規則で指定し、パブリックコメントを実施することとなりました。

改正後の定期報告制度の内容につきましては、6月1日の施行後に混乱が生じないよう、新たに定期報告の対象となる所有者、管理者及び建築関係の団体の方々に周知を行います。

(意見8)

建築基準法一部改正法律、新法建築基準法施行令・自治法施行令の一部改正する法律、 定期報告はどのような条文や文章になっているのでしょうか。また、市規則改正案はど うなっているのでしょうか。

(市の考え方)

建築基準法の一部を改正する法律、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を 改正する政令における定期報告に係る条文につきましては、以下のホームページでご覧 いただくことができます。

定期報告制度ポータルサイト(財団法人日本建築防災協会内)

http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa 07 00.html

また、茅ヶ崎市建築確認等取扱規則の一部改正の内容につきましては、別添資料に示

すとおりでございます。

(意見9)

高齢者の定義は。シルバー・老人・高齢者等との違いは。他法では老人と言っている 時もあるのでは。

(市の考え方)

建築基準法では今回の法改正により高齢者、障害者等の就寝の用に供する施設の内、一定規模以上のものに対して定期報告を義務づけることとなりましたが、高齢者、障害者等の就寝の用に供する施設の具体的な用途として、「老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム」などが示されています。これら「老人ホーム」等の名称は老人福祉法にて定義されている名称であり、建築基準法ではこれら施設の総称として「高齢者、障害者等の就寝の用に供する施設」と表現しています。このように法律により「高齢者」と「老人」と別の名称が用いられていますが、いずれも建築基準法で用いられている名称であり、今回のパブリックコメントの素案では建築基準法の表現を引用しております。

なお、建築基準法では高齢者の定義はありませんが、世界保健機関(WHO)では6 5歳以上と位置づけています。

■ パブリックコメント実施に関する意見(4件)

(意見10)

当パブリックコメントの説明会は実施したのでしょうか。 当市議会では、市より実施する回答があったと思います。 また、意見募集のPRの充実も望みます。

(意見11)

素案から十分な丁寧な説明を。

(市の考え方)

説明会の開催は行っておりませんが、市民のみなさまから幅広い意見を伺うため、基本的な考え方を作成した段階でパブリックコメントを実施したものでございます。

(意見12)

パブリックコメントが年末年始等、そして年度末にかけて多すぎないでしょうか。これではパブリックコメントのたれ流し状態でパブリックコメントの意味がなくなってしまわないでしょうか。

(意見13)

はじめからQ&Aのあるようなパブリックコメントでは意味がない。

(市の考え方)

パブリックコメントは、条例や規則を制定する際や、行政計画などの策定、改廃等に

あたって、市民の皆様からご意見をいただくために実施しております。平成27年12月から平成28年1月にかけては、11件のパブリックコメントを実施し、多くの情報や資料を提供させていただいたため、情報の入手に際し、市民の皆様にはご負担をおかけすることとなってしまいました。

しかしながら、パブリックコメントは、計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆様のご意見を反映することが可能な段階で実施することが求められるため、実施件数について月ごとに限度を設け、実施件数の平準化を図ることは困難であると考えております。このようなことから、今後とも、現在と同様、必要なタイミングで必要な手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしくお願いします。

また、これらのような趣旨でパブリックコメントを行っている中で、いただいたご意見については、多角的かつ総合的に検討を加え、取り入れるべきところは取り入れ、取り入れられないところはしっかりとその理由をご説明しており、今後もご意見を尊重しながら丁寧に取扱ってまいります。

■ その他の意見(2件)